

# 障害者雇用納付金・調整金 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 障害者雇用納付金・調整金 簡単まとめ

## 1. 障害者雇用納付金制度

常用労働者100人超の企業で法定雇用率未達成の場合、不足する障害者1人につき月額5万円の納付義務が生じます。

### ・法定雇用率と対象企業（民間企業）

令和6年4月～: 法定雇用率2.5%、対象は常用労働者40.0人以上の企業。

令和8年7月～: 法定雇用率2.7%、対象は常用労働者37.5人以上の企業。

常用労働者数のカウント: 週所定労働時間30時間以上は1人、20時間以上30時間未満は0.5人としてカウントします。

### ・雇用障害者の主なカウント方法（令和6年4月～）

重度身体・知的障害者: 週30時間以上は2人、週20時間以上30時間未満は1人、週10時間以上20時間未満は0.5人としてカウント。

上記以外の身体・知的障害者: 週30時間以上は1人、週20時間以上30時間未満は0.5人としてカウント。

精神障害者: 週30時間以上は1人、週20時間以上30時間未満は1人、週10時間以上20時間未満は0.5人としてカウント。

## 2. 調整金・報奨金等

- ・ **障害者雇用調整金（常用労働者100人超の企業が法定雇用率を超過達成した場合）**

超過1人につき月額2万9千円。

令和6年4月以降、年間支給対象人数が120人を超える場合、超過分は月額2万3千円。

- ・ **報奨金（常用労働者100人以下の企業が一定数を超過して雇用した場合）**

超過1人につき月額2万1千円。

令和6年4月以降、年間支給対象人数が420人を超える場合、超過分は月額1万6千円。

- ・ **在宅就業障害者特例調整金・報奨金**

在宅就業障害者等へ仕事を発注し対価を支払った事業主に支給。

特例調整金（100人超企業）：支払総額を35万円で除した数 × 2万1千円。

特例報奨金（100人以下企業）：支払総額を35万円で除した数 × 1万7千円。

# 障害者雇用納付金・調整金 簡単まとめ

- **特例給付金**（週10時間以上20時間未満の特定障害者雇用に対する給付）

令和6年4月1日をもって廃止されました。

令和6年3月31日までに雇入れられた重度以外の身体障害者・知的障害者については1年間の経過措置があります。

## 3. 手続き・罰則

- 申告・申請期間（毎年度）：

納付金・調整金等（100人超企業）：原則4月1日～5月15日。

報奨金等（100人以下企業）：原則4月1日～7月31日。

- 罰則: 納付金の未申告や誤申告には追徴金（納付すべき額の10%）、納付遅延には延滞金（年14.5%の割合）等が課されます。